

シングル女性の中にはキャリアアップを目指した勉強時間の確保などのため、派遣社員として働くことを選んでいるひともいるだろう。派遣社員でも所定の要件を満たせば正社員と同じ社会保険に加入できるが、不利益を受けないためには注意も必要だ。派遣社員が知っておきたい社会保険の基礎知識をまとめた。

## 派遣社員の社会保険

厚生労働省の調べによると、二〇〇五年度の派遣社員の数には前年度比二・四％増の二百五十五万人で、過去最高となった。アルバイトの時間を確保しやすい派遣社員として働くようになる場合の選択肢は広がっているといえる。

こうした派遣社員として働く場合に欠かせないのが健康保険、厚生年金、雇用保険といった社会保険に関する知識だ。派遣社員として働くとき、一般的には派遣会社に登録し、派遣先が見つかった段階で雇用契約を結ぶという流れになる。社会保険に加入できるかどうかは、この契約内容に大きく依存することを目指す覚えておこう。

健康保険と厚生年金の要件は同一となっており、雇用期間が二カ月を超えており、勤務時間や勤務日数が正社員のおおむね四分の三以上の場合に入ることができる。社会保険労務士でファイナンシャルプランナー(FP)の望月厚子さん(以下「望月さん」)は「正社員の労働時間は一週間に四十時間というのが基準なので、派遣社員の場合は三十時間以上が目安になる」と

# 契約2ヵ月超で加入に道



健康保険の保険料率は政府管轄の場合で八・二％で、これを派遣会社と折半で負担する。もし、登録した派遣会社が「人材派遣健康保険組合(派遣健保)」に加入していれば、保険料率は五・三％(個人負担は半分で済むので、同じく社労士でFPの井戸美枝さんは「派遣会社を選ぶときの一つのポイントになる」とアドバイスする。

## 就労時間も条件に「待機期間」に注意

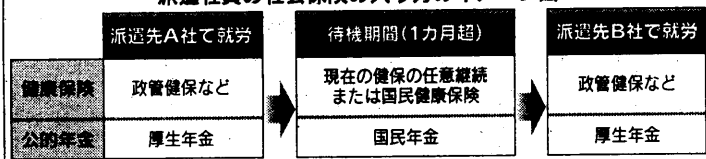
話す。当初の契約が二カ月以内であっても契約を延長し、二カ月を超えればその時点から健康保険と厚生年金に加入

派遣社員がサラリーマン向け社会保険に入るときの要件

種 別 (主な内容)	加入要件	保険料※1
健康保険 (医療費の7割を健康保険が負担。その他、高額療養費、出産育児一時金、出産手当金、傷病手当金などが受け取れる)	①と②の両方に該当する場合 ①雇用期間が2ヵ月を超える場合。ただし2ヵ月以内であっても更新により2ヵ月を超えると、2ヵ月と1日目から加入できる	8.2% ※2 (9840円)
厚生年金 (老齢厚生年金だけでなく、所定の障害時に障害厚生年金、本人死亡時に遺族が遺族厚生年金を受け取れる)	②1日または1週間の勤務時間、1カ月の勤務日数が正社員のおおむね四分の三以上	14.642% ※3 (1万7570円)
雇用保険 (失業給付や育児休業給付などが受け取れる)	①の[A]または[B]と②の両方に該当する場合 ①[A]1つの派遣会社で1年以上雇用が見込まれること [B]1つの派遣会社との雇用契約が1年未満であっても、次の契約との間隔が短く、その状態が通算して1年以上継続すると見込まれること(雇用契約が2ヵ月程度以上の派遣就業を1ヵ月程度以内の間隔で繰り返し行っている人など) ②1週間の所定労働時間が20時間以上であること	1.6% ※4 (1920円)
労災保険 (通勤途上や勤務中の災害補償)	なし(働いている人全てに適用される)	なし

※1自己負担はこの半分。カッコ内は月収24万円の場合の自己負担額の試算値 ※2政府管掌健康保険の場合で介護保険の保険料は含まず ※3)9月から0.354%アップ ※4)4月から1.2%の予定

派遣社員の社会保険の入り方のイメージ図



(注)1ヵ月以内に次の派遣先で働かないことが確実になっている場合の一般的なケースのイメージ。表、図ともに望月厚子さんと井戸美枝さんのアドバイスをもとに作成

厚生年金の保険料率は一四・六四二％(個人負担は半分)。月収二十四万円の場合で、月々一万七千円を超える保険料を払うことになる。

雇用保険については原則として一年以上の雇用が見込まれること、一週間の所定労働時間が二十時間以上あることが加入の条件となっている。ただ、雇用契約が一年未満であっても継続的に働いていれば、加入の条件を満たす

こともある。派遣会社によっても具体的なルールを定めているところもある。二ヶ月を結ぶ際に確認しておいた方がいい(望月さん)だろう。

雇用保険は週所定労働時間が三十時間以上なら加入期間が六カ月以上で失業給付の受給資格が発生する(二十時間以上三十時間未満は一年以上)。休業期間終了後に一定期間以上の雇用が継続する見込みがあることなどの条件を

満たせば育児休業給付も受給できる。万が一、こうした条件を満たしているのに、社会保険の加入手続きが取られていないようなことがあったら、手続きのミスなどがなければ確認し直す必要があるだろう。労災保険は通勤途上や勤務中の災害による治療費などを補償するもの。「初日から誰かが適用され、保険料も自己負担はない(望月さん)ので、健康保険などは継続できることになる。しかし、待機期間が1ヵ月を超えると、社会保険はそのままでは継続されない。まず厚生年金は加入資格を失ったため、国民年金に入る手続きをしなければならぬ。健康保険については、いま加入している健康保険に入り続ける任意継続が国民健康保険に加入するかを選択し、自分で手続きしなければならぬ。

任意継続すると会社の払っていた分も自分で支払うことになるため、一般的に保険料負担は増える(政管健保で月二万二千九百六十円が上限。派遣健保の場合は任意継続の保険料の上限が一万二千七百二十円、当初二カ月はさらに低く設定している。自分の住む市区町村の窓口などで国民健康保険の保険料も確認した上で、メリットのある方を選ぶべきだろう。

派遣社員として長期間働いていると、こうした手続きを何度も繰り返す必要がでてくる可能性もある。井戸さんにすると、それが面倒で手続きを怠り、社会保険に加入していきい空白期間ができてしまいう人も少なくないという。しかし、それは大きなリスク。特に年金の場合は、厚生年金と国民年金の加入期間がかわせて二十五年以上ないと、受給資格を満たせない。老後になって困らないためにも適切な手続きを心がけたい。

(ライター 萬真知子)